

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 21 年 2 月 5 日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

◆ 「我が国における国際会計基準の取扱いについて  
(中間報告)(案)」の公表について ◆

2月4日付で、金融庁より「我が国における国際会計基準の取扱い(中間報告)(案)」が公表されました。

日本における会計基準は、国際会計基準とのコンバージェンス(収れん)を積極的に進めた結果、欧州委員会により昨年12月に「国際会計基準と同等である」と最終決定されています。

しかし、国際会計基準の適用や適用に向けた動きが米国をはじめとするEU以外の諸国へ国際的に広がる中、日本における取扱いについて、昨年10月より企業会計審議会・企画調整部会において議論が行われ、広く一般の意見を募集するため、今回の中間報告(案)が公表されたものです。

なお、公表された内容は金融庁のホームページに掲載されており、意見等の提出は4月6日までとなっております。

主な内容については次葉のとおりです。

(以下次葉)

詳細については、以下をご確認下さい。(金融庁ホームページ)  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090204-1.html>



<主な内容>

- コンバージェンス継続の必要性
  - ・ 高品質かつ国際的に整合的な会計基準及びその運用に向けたコンバージェンスの努力は継続していく。
- 国際会計基準の適用に向けた課題
- 国際会計基準の適用（任意適用）

例えば、2010年3月期の年度財務諸表から、一定の上場企業の連結財務諸表に認めることが考えられる。ただし、諸情勢を見極めた上で判断する。

  - ・ 任意適用の対象
    - 国際的な財務活動を行っている企業等の連結財務諸表を対象
  - ・ 任意適用時の並行開示
    - 並行開示は導入初年度に限定。その後は重要な差異の注記
  - ・ 適用する国際会計基準
    - そのままの適用
  - ・ 任意適用の時期
    - できるだけ早期に容認。例えば、2010年3月期の年度財務諸表から考えられる
  - ・ 個別財務諸表の取扱い
    - 会社法や法人税法等との調整が必要であることから、原則、連結財務諸表のみに適用
- 国際会計基準の適用（強制適用）

一つの目途として2012年に判断することが考えられる。ただし、諸情勢や任意適用の状況次第で前後しうる（判断時期は、将来決定する）。

  - ・ 強制適用の判断の要素
    - 適用に向けた課題の達成状況、任意適用の状況、国際的な適用状況
  - ・ 強制適用の判断の時期
    - 将来の一定の時期に決定。2012年を目途とすることが考えられる
  - ・ 強制適用対象及び方法等
    - グローバルな投資の対象となる市場で取引されている上場企業の連結財務諸表を対象に適切な移行の方法を検討
  - ・ 個別財務諸表の取扱い
    - 強制適用の是非を判断する際に検討
  - ・ 非上場企業への任意適用の取扱い
    - 改めて検討

なお、企画調整部会における審議の中でも以下の強い意見が出たとされております。

「将来強制適用を行う展望、その判断時期・適用時期を明確に記すべき」

